

旭市立矢指小学校

矢指いじめ防止基本方針

令和2年3月改訂

1 はじめに

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、同法第十三条には「学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」と規定されている。

また、第二十二条には、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のために組織を置くものとする」と規定されている。

千葉県でも、平成26年に「千葉県いじめ防止対策推進条例を施行し、「千葉県いじめ防止基本方針」が策定された。

については、いじめの防止等の対策のための組織を設置し、本校の実情に応じた実効性のある「矢指いじめ防止基本方針」を作成し、いじめのない学校づくりを推進する。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にあたる事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 基本理念

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3 いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 学校いじめ対策組織について

(1) 矢指地区いじめゼロ推進委員会の組織（年1回の開催・必要に応じて別途開催）

構成メンバー

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導主任
- ・他
- ・民生委員
- ・区長
- ・矢指駐在所警察官
- ・主任児童委員
- ・P T A本部役員
- ・子ども会役員

(2) 校内矢指いじめゼロ推進委員会の組織（職員会議、生徒指導推進委員会等を活用して開催）

構成メンバー

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導主任
- ・学年主任
- ・養護教諭
- ・長欠対策担当教員
- ・教育相談担当教員

5 いじめの未然防止について

- ①児童・保護者への啓発活動
- ②職員の研修
- ③生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- ④計画的・組織的な指導計画と実践及び児童の自発的な活動を支援する取組

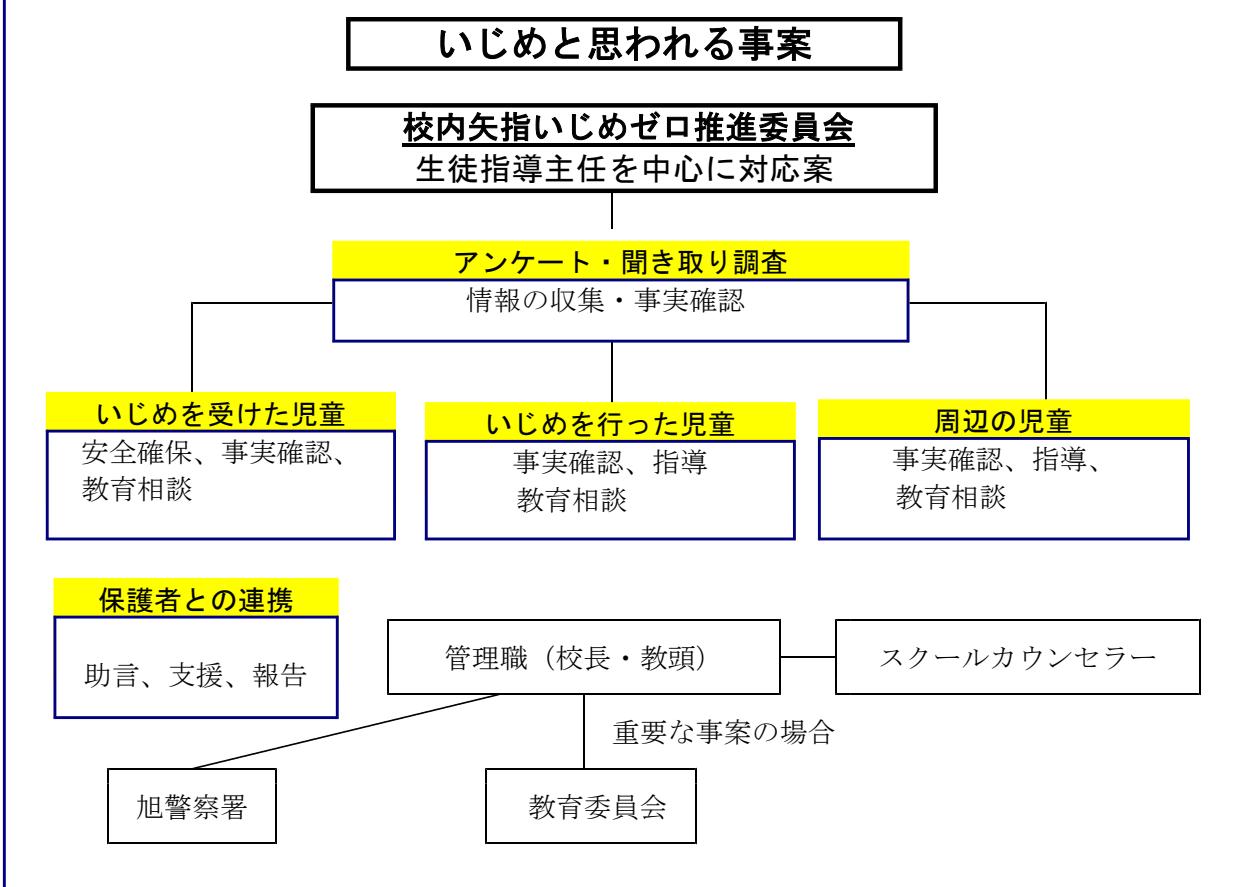
6 いじめの早期発見について

- ①定例アンケート調査（毎月実施）と聞き取り調査
- ②定期アンケート調査（6月・1月の年2回実施）と聞き取り調査
- ③定期的な教育相談（5月・12月の年2回実施）
- ④適宜必要に応じた教育相談
- ⑤観察と巡回

7 いじめを認知した場合の対応について

いじめの事案が発生した場合の報告連絡体制と関係機関との連携について

<いじめの事案が発生した場合の報告連絡体制と関係機関との連携>



8 重大事態の対処について

重大事態の基準

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等に当たる。

9 いじめの解消について

いじめの解消

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要である判断される場合は、この目安にかかるわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが解消している状態に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。

10 学校いじめ防止基本方針の公表・評価について

矢指いじめ防止基本方針の公表・点検・評価について

- ・矢指いじめ防止基本方針はホームページで公表する。
- ・学校評価アンケートの中に「いじめ問題への取組」の項目を設け、保護者、職員、関係者で評価する。
- ・いじめについての調査や分析を行い、矢指地区いじめゼロ推進委員会等で公表する。

11 いじめの相談・通報について

(いじめの早期発見のための措置)

①学校内でのいじめ相談・通報窓口の設定

- ・生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育担当が窓口となる
- ・「はなす勇気」の指導は、全校集会や低、中、高学年集会で行う。

②学校外でのいじめ相談・通報窓口の設定

- ・東総研修所内 教育相談専用ダイヤル (0479-23-5954)
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター (0120-415-446)
- ・24時間子供SOSダイヤル (0120-0-78310)
- ・ヤングテレホン（千葉県警察少年センター） (0120-783-497)
- ・子どもの人権110番（千葉地方法務局内） (0120-007-110)
- ・地域の民生委員
- ・各地区子ども会の役員
- ・「はなす勇気」の指導は、全校集会や低、中、高学年集会で行う。

様式 1

いじめについてのアンケート（定例調査）

○いじめの抑止をねらった日常のアンケート（　　月　）

年　組　（男・女）氏名 _____

※名前を書かなくてもかまいません。

○ 今月も終わりが近づきました。先月の調査から友達にいやなことなどのいじめをされましたか。また悩んでいることはありませんか。

1 ある 2 ない

○ あると答えた人に聞きます。どんなことか書いてください。

様式 2

いじめについてのアンケート（定期調査用）

年　組　（男・女）氏名 _____

※名前を書かなくてもかまいません。

○学校生活がよりよいものになるように、生活を振りかえってみましょう。

あてはまるものがあれば○をつけてください。

1 無視（むし）をする

ア したことがある イ されたことがある ウ 見たことがある

2 いやがるようなことを何度も（など）も言う（いやなあだ名、悪口）

ア したことがある イ されたことがある ウ 見たことがある

3 あなたは「ひとのいやがること」を

ア したことがある イ されたことがある ウ 見たことがある

いやなことやこまっていることがあったら、自由にかいてください